

# 経済産業省

20221125保局第1号

主任技術者制度の解釈及び運用（内規）の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和4年11月30日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 辻本 圭助



主任技術者制度の解釈及び運用（内規）の一部を改正する規程

主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（20210208保局第2号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（20210208保局第2号）の一部を改正する案  
新旧対照表

〔改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。〕

改正案	現行
<p>2. 法第43条第2項の許可は、次の基準により行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(イ) 出力500キロワット未満の<u>発電所又は蓄電所</u>（(ホ)に掲げるものを除く。）</p> <p>(ロ)～(ニ) (略)</p> <p>(ホ) 非自航船用電気設備（非自航船に設置される電気工作物の総合体をいう。以下同じ。）であって出力1,000キロワット未満の<u>発電所若しくは蓄電所</u>又は最大電力1,000キロワット未満の需要設備</p> <p>ロ (略)</p> <p>(イ) 出力500キロワット未満の<u>発電所又は蓄電所</u>（(ホ)に掲げるものを除く。）</p> <p>(ロ)～(ニ) (略)</p> <p>(ホ) 非自航船用電気設備であって出力1,000キロワット未満の<u>発電所若しくは蓄電所</u>又は最大電力1,000キロワット未満の需要設備</p> <p>② (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>2. 法第43条第2項の許可は、次の基準により行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(イ) 出力500キロワット未満の<u>発電所</u>（(ホ)に掲げるものを除く。）</p> <p>(ロ)～(ニ) (略)</p> <p>(ホ) 非自航船用電気設備（非自航船に設置される電気工作物の総合体をいう。以下同じ。）であって出力1,000キロワット未満の<u>発電所</u>又は最大電力1,000キロワット未満の需要設備</p> <p>ロ (略)</p> <p>(イ) 出力500キロワット未満の<u>発電所</u>（(ホ)に掲げるものを除く。）</p> <p>(ロ)～(ニ) (略)</p> <p>(ホ) 非自航船用電気設備であって出力1,000キロワット未満の<u>発電所</u>又は最大電力1,000キロワット未満の需要設備</p> <p>② (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>
<p>3. 規則第52条第1項の表第6号に掲げる事業場等について行う主任技術者の選任は、次のとおり解釈する。</p> <p>(直接統括する事業場の電気主任技術者の選任)</p> <p>(1) <u>発電所、蓄電所、変電所、需要設備</u>又は送電線路若しくは配電線路を管理する事業場（以下3.において「被統括事業場」という。）を直接統括する</p>	<p>3. 規則第52条第1項の表第6号に掲げる事業場等について行う主任技術者の選任は、次のとおり解釈する。</p> <p>(直接統括する事業場の電気主任技術者の選任)</p> <p>(1) <u>発電所、変電所、需要設備</u>又は送電線路若しくは配電線路を管理する事業場（以下3.において「被統括事業場」という。）を直接統括する事業場</p>

事業場（以下3.において「統括事業場」という。）のうち、自家用電気工作物であって電圧170,000ボルト未満で連系等をするものへの電気主任技術者の選任は、次に掲げる要件の全てに適合する場合に行うものとする。

なお、被統括事業場について、その数が7以上（発電所又は蓄電所と同一設置者が設置する送電線路又は変電所を介して電力系統に接続し、これらの電気工作物を一体として運用する事業場等は1とみなすことができる。このうち、風力発電所については、複数の発電機を一体として運用する発電所は1とみなすことができる。）となる場合は、保安管理業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期することとする。

① （略）

イ・ロ （略）

ハ （略）

（イ）被統括事業場が電気設備の技術基準の解釈（20130215商局第4号）第47条第1項若しくは第47条の2第1項に規定する発電所、第47条の3に規定する蓄電所又は第48条第1項に規定する変電所である場合においては、その種類に応じ、統括事業場を制御所（被統括事業場が変電所である場合にあつては、変電制御所）とみなして、電気設備の技術基準の解釈第47条、第47条の2、第47条の3又は第48条の規定を適用したものであること。

（ロ） （略）

ニ～ハ （略）

② （略）

③ （略）

イ～ハ （略）

ニ （略）

（イ）被統括事業場が電気設備の技術基準の解釈第47条第1項若しくは第47条の2第1項に規定する発電所、第47条の3に規定する蓄電所又は第48条第1項に規定する変電所である場合においては、その

（以下3.において「統括事業場」という。）のうち、自家用電気工作物であって電圧170,000ボルト未満で連系等をするものへの電気主任技術者の選任は、次に掲げる要件の全てに適合する場合に行うものとする。

なお、被統括事業場について、その数が7以上（発電所と同一設置者が設置する送電線路又は変電所を介して電力系統に接続し、これらの電気工作物を一体として運用する事業場等は1とみなすことができる。このうち、風力発電所については、複数の発電機を一体として運用する発電所は1とみなすことができる。）となる場合は、保安管理業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期することとする。

① （略）

イ・ロ （略）

ハ （略）

（イ）被統括事業場が電気設備の技術基準の解釈（20130215商局第4号）第47条第1項若しくは第47条の2第1項に規定する発電所又は第48条第1項に規定する変電所である場合においては、その種類に応じ、統括事業場を制御所（被統括事業場が変電所である場合にあつては、変電制御所）とみなして、電気設備の技術基準の解釈第47条、第47条の2又は第48条の規定を適用したものであること。

（ロ） （略）

ニ～ハ （略）

② （略）

③ （略）

イ～ハ （略）

ニ （略）

（イ）被統括事業場が電気設備の技術基準の解釈第47条第1項若しくは第47条の2第1項に規定する発電所又は第48条第1項に規定する変電所である場合においては、その種類に応じ、担当技術者を技術員

種類に応じ、担当技術者を技術員と、担当技術者駐在所を制御所（被統括事業場が変電所である場合にあっては、変電制御所）とみなして、電気設備の技術基準の解釈第47条、第47条の2、第47条の3又は第48条の規定を適用したものであること。

(ロ) (略)

ホ～ト (略)

④・⑤ (略)

(2) (略)

4. 規則第52条第2項の承認は、次の基準により行うものとする。

(1)～(5) (略)

(太陽電池発電所又は蓄電所専用の受変電設備の点検)

(6) 規則第53条第2項第5号で定める点検について、告示第4条第4号の3の「太陽電池発電所又は蓄電所に異常が生じた場合に安全かつ確実に停止させるための十分な監視体制が確保されていると認められるとき」とは、次の①及び②に掲げる要件に適合する場合とする。

① 太陽電池発電所又は蓄電所が、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第46条第1項に掲げるものに該当しないものであって、電気設備の技術基準の解釈第47条の2第5項第2号若しくは第3号又は第47条の3第1項第2号若しくは第3号に該当するものであること。

② 太陽電池発電所又は蓄電所の設置者が、電気設備の技術基準の解釈第47条の2第1項第3号ロ（イ）から（ニ）まで又は第47条の3第1項第2号ロ（イ）から（ニ）までに掲げる場合であって、警報が発せられたときは、当該警報の内容を電気管理技術者又は保安業務担当者等（以下「電気管理技術者等」という。）に迅速に伝達し、かつ、当該警報の内容の伝達を受けた電気管理技術者等が当該警報に係る異常に対応することができるようにする体制を有すること。

6. 規則第52条第4項ただし書の承認は、次の基準により行うものとする。

(1) 電気主任技術者に係る規則第52条第4項ただし書の承認は、その申請が

と、担当技術者駐在所を制御所（被統括事業場が変電所である場合にあっては、変電制御所）とみなして、電気設備の技術基準の解釈第47条、第47条の2又は第48条の規定を適用したものであること。

(ロ) (略)

ホ～ト (略)

④・⑤ (略)

(2) (略)

4. 規則第52条第2項の承認は、次の基準により行うものとする。

(1)～(5) (略)

(太陽電池発電所専用の受変電設備の点検)

(6) 規則第53条第2項第5号で定める点検について、告示第4条第4号の3の「太陽電池発電所に異常が生じた場合に安全かつ確実に停止させるための十分な監視体制が確保されていると認められるとき」とは、次の①及び②に掲げる要件に適合する場合とする。

① 太陽電池発電所が、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第46条第1項に掲げる発電所に該当しないものであって、電気設備の技術基準の解釈第47条の2第5項第2号又は第3号に該当するものであること。

② 太陽電池発電所の設置者が、電気設備の技術基準の解釈第47条の2第1項第3号ロ（イ）から（ニ）までに掲げる場合であって、警報が発せられたときは、当該警報の内容を電気管理技術者又は保安業務担当者等（以下「電気管理技術者等」という。）に迅速に伝達し、かつ、当該警報の内容の伝達を受けた電気管理技術者等が当該警報に係る異常に対応することができるようにする体制を有すること。

6. 規則第52条第4項ただし書の承認は、次の基準により行うものとする。

(1) 電気主任技術者に係る規則第52条第4項ただし書の承認は、その申請が

次に掲げる要件の全てに適合する場合に行うものとする。

なお、兼任させようとする事業場等の最大電力が2,000キロワット以上（ただし、太陽電池発電所又は蓄電所については出力5,000キロワット以上。太陽電池発電所以外の発電所については出力2,000キロワット以上。）となる場合又は兼任させようとする事業場若しくは設備が6以上となる場合は、保安業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期することとする。

①～⑤ （略）

次に掲げる要件の全てに適合する場合に行うものとする。

なお、兼任させようとする事業場等の最大電力が2,000キロワット以上（ただし、発電所については出力2,000キロワット以上。このうち、太陽電池発電所については出力5,000キロワット以上。）となる場合又は兼任させようとする事業場若しくは設備が6以上となる場合は、保安業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期することとする。

①～⑤ （略）